

職種別職員定数

	児童自立支援施設	児童心理治療施設
施設長	1人	1人
医師	/	1人
心理療法担当職員		定員10人につき1人
看護師		1人
児童指導員 保育士		定員4.5人につき1人
児童自立支援専門員 児童生活支援員	定員4.5人につき1人	/
個別対応職員	1人	
家庭支援専門相談員	1人	
栄養士	1人(定員41人以上の場合に限る)	
事務員	1人	1人
調理員等	定員90人未満の場合は4人(以下同様に30人ごとに1人を加算)	4人
嘱託医	2人	/

(参考:加算職員一覧)

	児童自立支援施設	児童心理治療施設
心理療法担当職員加算	2人まで(定員に応じて配置する場合は定員10人につき1人)	定員9人につき1人、8人につき1人、7人につき1人配置した場合に限る
職業指導員加算	1人(実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る)	/
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人 管理宿直等職員1人(非常勤)	
家庭支援専門相談員加算	2人まで	2人まで
自立支援担当職員加算	1人	1人
学習指導費加算	指導員(非常勤)	指導員(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人(非常勤)	ボイラー技士1人(非常勤)